

## 住民窓口改革業務委託その3（リモート窓口端末導入）仕様書

### 1. 業務名 住民窓口改革業務委託その3 (リモート窓口端末導入)

### 2. 目的

本町は合併町であるため、本庁舎と支所が約20Km離れており、物理的な距離の壁があります。このため、支所・保健福祉センター等の来庁者と本庁舎の窓口を専用端末で結び、どの公共施設からでも相談に応じることのできるリモート窓口環境を整備することにより、来庁者の方がどこの窓口へ行っても、リモート接続により関係部署への相談が可能となる環境を整備しようとするものです。

### 3. 設置場所及び設置台数(機器構成)

設置場所：新ひだか町役場静内庁舎 1階 生活環境課

三石庁舎 1階 地域振興課

保健福祉センター 1階 健康推進課

公民館 2階 教育委員会管理課

設置台数及び機器構成：各設置場所にリモート窓口端末を1台設置

### 4. 業務（設置）期間

契約締結日から令和7年3月31日（機器設置及び令和6年度中の保守業務）

※.機器設置・システム導入に関しては、令和7年2月1日から別途調達済の窓口支援システムが稼働予定であることから、その前に設置を完了することとし、具体的な日程については、契約締結後、速やかに担当者で打合せを実施すること。

### 5. 機器の仕様

以下に記載する機器（仕様）は本町が想定する参考機種として示す機器であり、同様の性能を有する又は2に記載の本事業の目的が達成できる仕組みであれば提案可とします。

#### （1）参考機種 Neat Frame

- 製品概要
- 15.6型静電容量方式マルチタッチLEDスクリーン
  - 450NITSスクリーン
  - 解像度1080×1920、60Hz
  - アスペクト比9:16、アンチグレア、アンチフィンガープリントコーティング
  - カメラLED、システムLED、アンビエントライトセンサー
  - 深度センサー（Time of Flight VGA 60° FOV）
  - 温度、湿度、CO2、VOCセンサー
  - 三脚座（1/4-20UNCネジ付き）

- プライバシーシャッター
  - Zoom Rooms for Touchのネイティブサポート
  - Microsoft Teams Displayのネイティブサポート
- Video
- 4倍デジタルズーム
  - 50MPキャプチャー解像度
  - 水平視野角113°
  - 自動人物フレーミング
  - ハードウェアアクセラレーションによるビデオエンコード/デコード
  - ディストーション補正
  - ノイズリダクション
  - 色収差補正
  - 自動ホワイトバランス、色補正
  - 人物映像の解像度 最大1080p / 30
  - コンテンツビデオの解像度 720p / 60、1080p / 30
- Audio
- 歪みを抑えた2ウェイ・スピーカー・システム
  - トラッキングマイク1個
  - ビームフォーミングマイクロホン3基 有線/ワイヤレスヘッドフォン対応
  - ハードウェアアクセラレーションによるオーディオ処理
  - エコーキャンセル、ノイズサプレッション
  - 自動ゲインコントロール
  - 残響除去
- 電気・環境要件
- 内蔵電源、100-240V ~ 50/60Hz 2.5A
  - 動作周囲温度 動作周囲温度：0°~35°C
  - 保管温度：-20°~60°C
  - 相対湿度：10%~90%
  - ネットワーク待機時：8W
- その他 リモート接続に必要となるZoomライセンスを必要数含めること

## 6.作業内容及び留意事項

リモート窓口端末納品での留意事項について、以下の留意事項を厳守すること

- (1) すべての機器について設置場所において、正常に利用できるようインターネット接続等各種設定の支援を行うこと。
- (2) 導入時の各種設定内容は、本町の職務担当者との打合せの上、決定すること。
- (3) 設置場所の詳細については、本町職務担当者の指示に従うこと。

## 7. 職員操作説明会

本業務に基づき、受託者は納入システムに関する、操作手順書・説明書の提供及び操作に関する説明会を実施すること。システム使用方法に関して、要望に応じて適宜、電子メールや電話等で助言を行うこと。

## 8. 成果品の作成及び納品

本業務に基づき、受託者は納入システムに関する、操作手順書・説明書の提供及び、以下の納品図書、紙及び電子データを一式納品するものとする。

- ・製品機能概要設計書（納入システム全般の機能一覧他）
- ・取扱手順書（操作説明書他、以下 納品図書に類似する説明書等）
  - > 運用（管理者・一般利用者）操作取扱い説明書
  - > 障害時 対応手順書

## 9. 機器アフターケア（保守契約等）

本件調達には納品後の令和6年度末（R7.3.31）までの保守を含むものとし、令和7年度以降の保守については別途協議の上、契約するものとする。

## 10. 特記事項

- （1）本業務の実施にあたっては、双方の窓口担当者を定め、十分な連絡・協議と適切な進捗管理に基づいて行うものとする。
- （2）本業務の進行に課題・問題等発生時は、双方が協議して、その対応策を決定する。
- （3）本業務を通じて知り得た事項については、双方ともに秘密を厳守するものとする。また、本業務を実施するにあたり、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じること。
- （4）本業務により得た成果品の公表については、双方の協議に基づいて行うものとする。

## 11. 権利義務の譲渡の禁止

この委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、または、その権利を担保に供することはできない。

## 12. その他

- （1）本仕様書に定めのない事項は、別途、双方が協議の上、その対応措置を定める。
- （2）契約の履行上疑義が生じた場合は、当町と協議の上、その対応措置を定める。

以上